４．法第２条第10項第４号の委託をした場合にあっては、資金移動業の名称ごとに、それぞれ為替取引（当該委託を受けて電子決済手段等取引業者が行う同号に掲げる行為に係る業務の利用者間の資金の移動に係るものを除く。）に関する債務を負担したもの及び当該為替取引に関し負担する債務の履行を完了したものに区分して記載すること。

４．苦情処理及び紛争解決の状況

［表略］

（記載上の注意）

指定資金移動業務紛争解決機関（特定信託会社にあっては、指定特定資金移動業務紛争解決機関。以下この様式において同じ。）が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

（第４面）

第２　収支の状況

１．資金移動業に係る収支の状況

（単位：百万円）

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

調整額

（記載上の注意）

１．資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。

２．直近三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。

３．「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。

４．「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業、

［加える。］

４．苦情処理及び紛争解決の状況

［同左］

（記載上の注意）

指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第２　収支の状況

１．資金移動業に係る収支の状況

（単位：百万円）

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

調整額

（記載上の注意）

１．資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。

２．資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。

３．「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。

４．「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業又は第三種資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が